

傍聴される方へ

第2回「労働基準法施行規則第35条専門検討会」を傍聴される方（報道関係者を含む。）は、次の留意事項を遵守してください。守っていただけない場合は御退場いただくことがあります。

- ・事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- ・静粛を旨とし、議事の妨害となるような行為は慎んでください。
- ・携帯電話、ポケットベル等の電源は呼び出し音が出ないようにして傍聴してください。
- ・会議中に、写真撮影、ビデオ撮影及び録音をすることはできません。

（あらかじめ申し込まれた方の写真撮影等は、会議冒頭の頭撮りに限り可）

- ・会議の開始前後を問わず、会議場内及び庁舎内において、参集者等に対する抗議、陳情等はお断りします。
- ・その他、座長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。